



iGAAP in Focus

財務報告

IASB は、財務諸表における気候関連シナリオを用いた不確実性の開示についての設例を公表

目次

本 iGAAP in Focus では、2025 年 11 月 28 日に国際会計基準審議会（IASB）が公表した「財務諸表における不確実性に関する開示」を解説する。

背景

本設例

発効日および経過措置

追加情報

- IASB は、企業が財務諸表における不確実性の影響を報告するために、IFRS 会計基準の要求事項をどのように適用するかを例示する 6 つの設例を IFRS 会計基準に追加した。
- 本設例は主に気候関連の不確実性に焦点を当てているが、示されている原則および要求事項は他のタイプの不確実性にも同様に適用される。
- 本設例は、IFRS 会計基準の不可欠な一部ではないが、既存の開示要求に対する追加の洞察を提供するため、発効日および経過措置は提供されていない。
- IASB は、本設例の公表の結果として財務諸表に開示される情報の変更を導入するための十分な時間が企業に与えられると見込んでいる。それでも、企業はいかなる変更も適時に導入するものと期待される。

背景

2023 年 3 月、IASB は、財務諸表における気候関連リスクの影響の報告を改善するための的を絞った行動を検討するプロジェクトを作業計画に追加した。

詳細については、次の Web サイトを参照してください。

Deloitte IAS Plus

デロイトトーマツの Web サイト

IFRS 基準別の解説

IASB は、アジェンダ協議に対する回答者からの強い要望のため、このプロジェクトに取り組むことを決定した。これらの回答者は、財務諸表における長期リスク（気候または他の要因に関連する）の影響に関する情報が不十分であるか、企業が財務諸表の外で提供する情報と不整合に見えることを懸念していた。

回答者の懸念の内容および原因を理解するための調査を受け、IASB は、気候関連のシナリオを用いた設例の開発を含む、財務諸表におけるこれらの不確実性の影響の報告を改善するための措置を講じることを決定した。

見解

IASB は、このプロジェクトの作業を通じて、IFRS のサステナビリティ開示基準を開発する国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）のメンバーおよびテクニカル・スタッフと協力してきた。この協力の目的は、企業が財務諸表で提供する情報と、一般目的財務報告書の他の部分で提供する情報との間のつながりを強化することに役立てることであった。

本設例

IASB は、気候関連のシナリオを用いて財務諸表における不確実性を開示するために、企業が IFRS 会計基準の要求事項をどのように適用するかを例示する 6 つの設例を公表した。設例は気候関連の不確実性に焦点を当てているが、示されている原則および要求事項は他のタイプの不確実性にも同様に適用される。

IASB は、以下に関する要求事項に関する設例に焦点を絞ることを決定した。

- 財務諸表における不確実性の影響を報告するのに最も関連性が高いものである。
- 財務諸表における不確実性の影響に関する情報が不十分である、または財務諸表以外の一般目的財務報告書で提供される情報と不整合に見えるという懸念に対処する可能性が高いものである。

IAS 第 1 号「財務諸表の表示」〔IFRS 第 18 号「財務諸表の表示及び開示〕〕を適用する重要性の判断

シナリオ 1 – 追加開示を生じさせる重要性の判断

この設例では、製造業者は資本集約型の産業で事業を行っている。企業は、重大な気候関連の移行リスクに晒されており、企業の事業に影響を与える気候関連の政策を採用した法域で事業を営んでいる。しかし、例えば、その移行計画が、影響を受ける製造設備の耐用年数に影響を与えないことや当該資産の減損を生じさせないことにより、企業は、その移行計画が財務諸表に認識される項目に重要性がある影響を与えることはないと判断した。

この設例は、企業が IAS 第 1 号 31 項〔IFRS 第 18 号 20 項〕の要求事項に従って、財務諸表の文脈で重要性判断をどのように行うかを例示している。この設例では、これらの判断は、IFRS 会計基準により具体的に要求されている開示以外の追加的な開示を生じさせる。例えば、企業は、移行計画（一般目的財務報告書の他の部分で説明されているもの）が財政状態および財務業績に影響を与えないのかについて説明する可能性がある。

見解

この設例は、気候リスクまたはその他のリスクから財務諸表に重要性がある影響が生じないこと自体が、特に他の箇所の記述または広範な業界要因により、合理的な利用者が他の情報と財務諸表との間の重要性がある不整合に気づく結果となるかもしれない場合、開示および説明を要求する可能性があることを強調している。

シナリオ 2 – 追加開示を生じさせない重要性の判断

この設例では、企業はサービス提供業者であり、温室効果ガス（GHG）排出が低水準で、気候関連の移行リスクに対するエクスポージャーが限定的である産業において事業を営んでいる。企業は、現在の排出および将来の排出を制限する計画についての情報を一般目的財務報告書に含めている。

この設例は、企業が財務諸表の文脈において、IAS 第 1 号 31 項〔IFRS 第 18 号 20 項〕の要求事項に従って、どのように重要性の判断を行うかを例示している。判断を行うにあたり、企業は、定量的要因と定性的要因の両方を考慮し、GHG 排出方針が当報告期間の財政状態および財務業績に影響を与えていないことに関する説明は、全体としての財務諸表の文脈において重要性がある情報を提供しないと判断する。

見解

シナリオ 1 とは対照的に、この設例では、財務諸表に添付される資料に将来計画に関する情報を含めることは、必ずしも財務諸表に追加すべき重要性がある情報をあることを意味しないことが強調されている。これらのシナリオに示された原則を適用するためには、とりわけ、潜在的なリスクの重要性について慎重に判断する必要がある。

仮定の開示：具体的な要求事項（IAS 第 36 号「資産の減損」）

この設例では、企業の事業により大量の GHG が排出され、事業を行う一部の法域で規制の対象となる。この設例は、IAS 第 36 号 134 項(d)(i)-(ii)および 134 項(f)の要求事項を例示している。特に、企業が資産の回収可能価額を算定するために使用する主要な仮定（この場合は、将来の排出枠コストについての仮定（将来の GHG 排出枠の価格および将来の排出規制など））と、それらの仮定に値を割り当てるための企業のアプローチについて、どのように開示するかを例示している。

見解

この設例は、減損評価を裏付ける仮定を総合的に考慮する必要性を例示しており、これらの開示は、例えば割引率および長期成長率のような見慣れた指標を超えて必要かもしれないということを認めている。

仮定の開示：一般的な要求事項（IAS 第 1 号 [IAS 第 8 号「財務諸表の作成基礎」]）

この設例では、企業は資本集約型の産業で事業を行っている。当該企業は、一部の非流動資産の帳簿価額を回収する能力に影響を与える可能性のある気候関連の移行リスクにさらされているが、減損レビューを実施した結果、当報告期間に減損を認識するべきではないと結論付けている。問題となる資金生成単位には、のれんまたは耐用年数が確定できない無形資産が含まれていないため、IAS 第 36 号には、企業の減損評価に使用した仮定を開示するという具体的な要求事項はない。

しかし、この設例は、翌事業年度に重要性がある減損の重大なリスクがあるとみなされるため、IAS 第 1 号 125 項および 129 項 [IAS 第 8 号 31A 項および 31E 項] の一般的な要求事項により、報告期間の末日現在の影響を受ける資産の内容および帳簿価額の詳細とともに使用した仮定に関する情報の開示が生じることを例示している。

見解

この例は、「翌事業年度中に」資産または負債の帳簿価額に重要性がある修正を生じさせる重大なリスクがある場合の開示に対する具体的な要求事項を強調している。

当該期間を超える修正のリスクも開示することが適切であるとみなされる場合には、これらの開示は、IAS 第 1 号 125 項および 129 項 [IAS 第 8 号 31A 項および 31E 項] で要求されている開示とは明確に区別しなければならない。

信用リスクに関する開示（IFRS 第 7 号「金融商品：開示」）

この設例では、企業は、さまざまなタイプの顧客にさまざまな商品を提供する金融機関である。信用リスク管理実務の一環として、企業は気候関連のリスクを含むさまざまなリスクが信用リスク・エクスポージャーに与える影響を考慮している（具体的には、この例では、農業顧客の干ばつリスクおよび不動産担保ローンの洪水リスク）。この設例は、IFRS 第 7 号 35A 項から 38 項の要求事項を例示している。特に、この設例は、企業が以下を開示する方法を例示している。

- 特定のリスクが信用リスク・エクスポージャーおよび信用リスク管理実務に及ぼす影響に関する情報
- これらの実務が予想信用損失の認識および測定にどのように関連しているかについての情報

廃棄および原状回復に関する引当金に関する開示（IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」）

この設例では、ある企業が施設に関連して工場解体および敷地原状回復義務を負っているが、それらの施設に関連する義務の現在価値に重要性がないほど、一部の施設の維持および稼働が非常に長期間続くと予想している。

この設例は、特に、企業の工場解体および敷地原状回復引当金の帳簿価額についての影響に重要性がない場合でも、工場解体および敷地原状回復義務に関する情報、また、それらを取り巻く不確実性について、企業がどのように開示するかについての IAS 第 37 号 85 項の要求事項を例示している。

見解

この設例には、開示される可能性のある仮定として施設の閉鎖の予想時期が含まれており、減損の仮定と同様に、これらの開示要求を十分に検討する必要性が強調されている。

分解情報の開示（IFRS 第 18 号）

この設例では、企業は、耐用年数が長い有形固定資産を所有しており、その使用により高レベルの GHG ガスが排出される。同じ機能を果たす排出の少ない代替資産への投資を開始したが、事業の大部分で「古い」資産を引き続き使用している。

この設例は、IFRS 第 18 号 41 項、42 項および B110 項の要求事項を例示しており、この場合、2 つの資産タイプのリスク（潜在的な規制および／または消費者の需要から生じる）は十分に異質であるため、このクラスの有形固定資産の注記開示を分解する必要があると結論付けている。

発効日および経過措置

本設例は、IFRS 会計基準の不可欠な一部ではないが、既存の開示要求に対する追加の洞察を提供するため、発効日および経過措置は提供されていない。

IASB は、本設例の公表の結果として財務諸表に開示される情報の変更を導入するための十分な時間が企業に与えられると見込んでいる。それでも、企業はいかなる変更も適時に導入するものと期待される。

見解

最終設例の公表は、IASB の作業を早期に可視化し、適時かつ十分な情報に基づく適用を支援することを目的として、2025 年 7 月にほぼ確定版が公表されたことに続けてのものである。ほぼ確定版と最終版の間に重大な相違はない。

追加情報

本修正についてご質問がある場合は、通常のデロイトの連絡先にご連絡ください。

デロイト会計リサーチ・ツール（DART）は、会計および財務情報開示資料の包括的なオンライン・ライブラリです。

[iGAAP on DART](#) では完全版 IFRS 基準へのアクセスが可能であり、以下のリンクがあります。

- デロイトの公式の最新の iGAAP マニュアル。IFRS 基準に基づく財務報告のためのガイダンスを提供しています。
- IFRS 基準に基づいて報告する企業のモデル財務諸表

さらに、iGAAP の [sustainability reporting](#) は、企業の価値を大きく上げることができる、より広範な環境、社会的およびガバナンスの事項を踏まえてビジネスが考慮しなければならない、開示要求および推奨事項についてのガイダンスを提供しています。

DART へのサブスクリプションを申し込むには、[ここをクリック](#)して、アプリケーション・プロセスを開始し、iGAAP パッケージを選択します。

サブスクリプションパッケージの価格を含む DART の詳細については、[ここをクリック](#)してください。

Deloitte. トーマツ. デロイト トーマツ

デロイトトーマツグループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイトトーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツリスクアドバイザリー合同会社、デロイトトーマツコンサルティング合同会社、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人、DT弁護士法人およびデロイトトーマツグループ合同会社を含む）の総称です。デロイトトーマツグループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、プロフェッショナルサービスを提供しています。また、国内約30都市に2万人超の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループWebサイト、www.deloitte.com/jpをご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイトトウシュトーマツリミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーフームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーフームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しますが拘束されることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーフームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のフームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細はwww.deloitte.com/jp/aboutをご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーフームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーやそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける100を超える都市（オーストラリア、シンガポール、北京、バンコク、香港、マニラ、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、最先端のプロフェッショナルサービスを、Fortune Global 500®の約9割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促進することで、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来180年の歴史を有し、150を超える国・地域にわたりて活動を展開しています。“Making an impact that matters”をベース（存在理由）として標榜するデロイトの約46万人超の入材の活動の詳細については、www.deloitte.comをご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイトトウシュトーマツリミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーフームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。また DTTL、そのメンバーフーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人間に対して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTL ならびに各メンバーフームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2025. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

